

別添

業務委託契約書

(経過措置：平成 31 年 4 月 1 日以後に契約を行うもので、
予定契約期間の末尾を令和元年 10 月 1 日以後とする契約用)

附 則

- 1 部分払金の額の算定については、第 9 条第 1 項中「履行した業務に相当する業務委託料」とあるのは、「履行した業務に相当する業務委託料（令和元年 9 月 30 日以前における第 9 条による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に 110 分の 2 乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。